

保育所保育料の変更について

平成26年度

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）				
階層区分	定 義	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	生活保護世帯等 ※1	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2階層	市町村民税非課税世帯 ひとり親世帯等 ※2	円 0	円 0	円 0	円 0	
		7,200	4,800	4,800		
第3階層	市町村民税課税世帯 ひとり親世帯等 ※2	14,600	12,200	12,200		
		15,600	13,200	13,200		
第4階層	所得税 40,000円未滿	24,000	21,600	21,600		
第5階層		35,600	28,000	22,900		
第6階層		48,800	28,000	22,900		
第7階層		64,000	28,000	22,900		
第8階層		734,000円以上	83,200	66,400	28,000	22,900



平成27年度以降

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）							
階層区分	定 義	保育標準時間認定 ※3				保育短時間認定 ※4			
		乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護世帯等 ※1	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第2階層	市町村民税非課税世帯 ひとり親世帯等 ※2	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
		7,200	4,800	4,800	7,200	4,800	4,800		
第3階層	市町村民税課税世帯 ひとり親世帯等 ※2	14,600	12,200	12,200	14,400	12,000	12,000		
		15,600	13,200	13,200	15,400	13,000	13,000		
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未滿	24,000	21,600	21,600	23,600	21,200	21,200		
第5階層		35,600	28,600	23,400	35,100	27,500	22,500		
第6階層		48,800	28,600	23,400	48,000	27,500	22,500		
第7階層		64,000	28,600	23,400	63,000	27,500	22,500		
第8階層		397,000円以上	83,200	68,000	28,600	81,900	66,900	27,500	22,500

- ※1 生活保護世帯等
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯
- ※2 ひとり親世帯等
母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯

- ※色つきの箇所が変更となる部分。
人事院勧告に伴う国家公務員の給料改定等により、保育給付単価が引き上げられたことによる増。

- ※3 保育標準時間認定とは、現行どおり11時間保育を受けることを認定された児童をいう。
- ※4 保育短時間認定とは、午前9時から午後5時までの8時間保育を受けることを認定された児童をいう。

幼稚園保育料の変更について

平成26年度

3歳児（月額）	4、5歳児（月額）
円 12,000	円 9,000



平成28年度以降

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）		
階層区分	定義	町立幼稚園	私立幼稚園 認定こども園	
第1階層	生活保護世帯等	円 0	円 0	
第2階層	市町村民 税所得割 の額のない世帯	0	0	
	上記以外の世帯	3,000	3,000	
第3階層	市町村民 税所得割 課税額	ひとり親世帯等	11,000	15,100
		77,100円以下	12,000	16,100
第4階層	市町村民 税所得割 課税額	77,101円以上 211,200円以下	12,000	20,500
第5階層		211,201円以上	12,000	25,700

↑国基準の100%

- 全年齢の保育料を12,000円に統一する。
- 多子軽減について、国基準どおりとする。（小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料。）

平成27年度は、据置き

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）		
階層区分	定義	町立幼稚園		私立幼稚園 認定こども園
		3歳児	4、5歳児	
第1階層	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
第2階層	市町村民 税所得割 の額のない世帯	ひとり親世帯等	0	0
		上記以外の世帯	3,000	3,000
第3階層	市町村民 税所得割 課税額	ひとり親世帯等	11,000	8,000
		77,100円以下	12,000	9,000
第4階層	市町村民 税所得割 課税額	77,101円以上 211,200円以下	12,000	9,000
第5階層		211,201円以上	12,000	9,000

↑国基準の100%

- 公立幼稚園については、保育料の変更はない。ただし、町民税所得割の額がない世帯については、実質的に値下げとなる。